

関係各位

2026年3月26日
コンビ株式会社

男性社員の育児休業等取得率に関するお知らせ

当社における、育児・介護休業法に基づく男性社員の育児休業等取得率を下記の通り公表いたします。

記

	2025年度 (2025年1月1日～2025年12月31日)
男性社員の 育児休業等取得率	100%

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務、または小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

以上